

個人情報保護審議会（第75回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年10月23日(土) 午前10時から午前11時55分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 7階 「鶴」

2 出席委員

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩
伊藤 潤子	齋藤 修	藪野 正昭

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局)

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	主幹兼個人情報・行政手続係長	井上 勝文
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の改正について(諮問受付番号15-4号案件)
・中間とりまとめ(案)について

5 議事の要旨

調査審議事項

委員： 前回の審議会で、個人情報の県ホームページへの掲載についてどのような運用がなされているか整理するようにと委員からご意見があった。まず、事務局より、県ホームページの運用について説明していただく。

事務局より、個人情報の県ホームページへの掲載について説明が行われた。

委員： 説明いただいた内容について、お気づきの点があれば、事務局に質問等していただきたい。(質問等なし)

委員： それでは、中間とりまとめについての審議に移りたい。事務局より、前回から変更を行った箇所について順番に説明していただきたい。

事務局よりオンライン結合に関する規定についての変更箇所について説明が行われた。

委員： P9の(3)と(4)について、前回から修正している。特に(4)については、2つほどの保護措置の例示だけでは、誤解を招く可能性があるとのことのご意見があったため、個人情報の保護のために必要な措置を、

物理的、人的、技術的な対策に分けて記載している。ご意見等を伺いたい。

委員： (3)について、「個人の権利利益を侵害するおそれがないと考えられるものについては、引き続き検討する。」という記載ではわかりづらい。県ホームページ以外にも、オンライン結合による提供の制限の例外とするものがあるかどうかを検討するということが伝わる記載にする必要がある。今の記載では、権利利益を侵害するおそれのないものがあることが前提となっている。

委員： 「上記以外にも、オンライン結合により個人情報を提供するにあたって、審議会の意見を聴くことの例外とすることが適当なものがあるかどうかについて、今後引き続き検討する。」とするか、もしくは、「上記以外にも、オンライン結合による提供の制限の例外とすべき事項があるかどうかについて、引き続き検討する。」という記載でよいと思う。個人の権利利益を侵害するおそれのないということが要件であるが、県民の皆さんからは、オンライン結合による提供の制限の例外とすることが適当なものがあるかどうかについてご意見をいただきたい。

審議会では、例外取扱いできる可能性のあるものについて議論してきた。議論の結果、県ホームページに個人情報を掲載する場合についてのみ、例外取扱いすることが適当という結論に至っていたが、中間とりまとめに対して、パブリック・コメントで出された県民の皆さんからのご意見を踏まえて最終答申をとりまとめるため、県ホームページ以外に例外とすべきものがあるかどうかについて、引き続き検討するという内容にすることでよいか。

委員： 異議なし。

委員： (4)について、物理的、人的、技術的な対策に分け、保護措置を記載することでよいか。

委員： 異議なし。

委員： それでは、事業者が取り扱う個人情報の保護について、前回からの変更箇所を事務局より説明していただく。

事務局より、事業者が取り扱う個人情報の保護について、前回からの変更箇所の説明が行われた。

委員： P7の適用除外の四角で囲んだ要約部分も、オンライン結合の書き方に合わせて、なお以下を削除し、「...適当と考える。」という記載にしてはどうか。

事務局： 適用除外は、個人情報保護の観点と基本的人権との調整規定であり、非常に重要な問題である。一方、オンライン結合規定についての今後の検討項目は、例外的に取り扱う事項があるかどうかについての問題である。オンライン結合規定の書き方とは、若干、レベルが違うことを示す書き方にしている。

- 委員： 「なお、引き続き検討する」は「なお引き続き検討する」という書き方でよいと思う。
- 委員： P 1の中間とりまとめに当たっては、案の通りでよいか。
- 委員： 異議なし。
- 委員： それでは、実施機関の範囲について説明していただく。
事務局より、実施機関の範囲について前回からの変更箇所の説明が行われた。
- 委員： 内容以外の部分で気づいた点の意見を述べる。例外取扱いについての記載もあるので、タイトルを「1実施機関の範囲について」から「公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて」とし、修正に合わせて、「(1)実施機関入りについて」を「(1)実施機関とすることについて」とした方がよいと思う。
P 1の中間とりまとめに当たってについても「公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて」に修正していただきたい。
- 委員： P 3の「イ 本人収集の原則、センシティブ情報の収集禁止、利用・提供の制限に係る例外について」であるが、「...、これらの事例については例外を認めるのが適当である」との記載では、中間とりまとめを読む方に、記載されている具体的事例以外の警察活動全体についても、本人収集の原則等の例外とすることが適当であるという誤解を招く可能性がある。提出されている具体的事例については例外扱いをする必要が認められること、しかし、警察活動全体を例外取扱いとせざるを得ないのか、それともなんらかの形で限定できるのかについては、審議会として結論を出すに至っていないことが伝わる表現にする必要がある。
イの部分の最初に、「現時点で、県警察からは次のような具体的事例が提出されている。」と記載し、最後に、「これらの提出されている事例については、本人収集の原則、センシティブ情報の収集禁止、利用・提供の制限について、一定の例外を認める必要があると認められる。」と記載しては、どうか。また、具体的事例については、「...の場合」で統一してはどうか。
- 委員： 異議なし。
- 委員： P 4の「エ 例外取扱いの具体的範囲について」であるが、「したがって...」の段落は、「しかし...」の段落と同じことを記載している。また、審議会の中でも意見の一致がないので、「審議会として」と記載してよいのかという気もする。
- 委員： 「しかし...」の段落はなくてもいいのではないかと。次の段落の「したがって」を「しかし」とすればよいと思う。
- 委員： 法律の第一の目的は社会秩序の維持にあると思う。秩序維持に関わる問題には、十分配慮する必要があると思う。
- 委員： 警察活動が社会秩序の維持に重要な役割を果たしていることは確

かである。秩序の維持と個人情報の保護、プライバシーの保護をどのようにバランスをとっていくかは難しい問題である。審議会では、このバランスについて意見の一致に達していない。警察活動全体を例外取扱いとせざるを得ないのか、それともなんらかの形で限定していけるのかについてもう少し議論する必要がある。

「警察活動全体を例外とすることは広すぎるのではないか、必要性のあるものに限定すべきではないのか、あるいはどのような範囲が適当なのか、どう範囲を限定できるのかについて議論してきたが、意見の一致には至っていない。」という記載にしてはどうか。

委員： 審議会で、意見の一致はないものの、審議会の中には、県警察が主張するような警察活動全体を例外取扱いするのでは広すぎるのではないか、その全体を例外取扱いとする必要性に乏しいのではないかと意見が多いことは事実である。このことは、中間とりまとめに反映させる必要がある。

委員： 県警察が主張するような警察活動全体を例外取扱いするのでは広すぎるのではないかという意見と、県警察が主張するように警察活動全体を例外取扱いとする必要があるという意見があることを記載した方がよいか。

委員： 警察活動を包括的に例外とする必要はないと思う。例外取扱いをするものを可能な限り具体的に列挙しておく必要があると思う。

委員： 行政機関法のように、実施機関に第一次的な判断権を認めながらも、相当な理由、特別な理由等で一定の制限を付すことはできると思う。警察活動で例外とする範囲を限定することは、難しいと思う。また、運用にも配慮する必要がある。

つまり、一般的には、包括的な例外は認めることは適当ではない。しかし、具体的な類型化は不可能であるから、実施機関に裁量を与えることも1つの方法だと思う。

委員： 「警察活動全体を例外とすることは広すぎるのではないか、必要性のあるものに限定すべきではないのか、あるいはどのような範囲が適当なのか、どう範囲を限定できるのかについて議論してきたが、意見の一致には至っていない。」という記載は状況を正確に記載していると思う。

委員： 議論の中では意見の一致はないものの、考えている趣旨を前面に出すというご意見でよいか。

委員： 異議なし。

委員： 兵庫県が治安維持に努力していることと、個人情報の保護にも努力することを示したいと思う。

委員： 秩序維持と個人情報保護をどのようにバランスをとるのが、警察における個人情報の取扱いのルール化の問題点である。

委員： 審議会としては、県警察が主張するような警察活動全体を例外取

扱いするのは広すぎると考えているが、その範囲の限定については審議会の中でも意見の一致をみていない。

委員： 例外とするものを類型化することはできるのか。

事務局： 警察からは、約30の具体的事例の提出があった。約30の具体的事例では、他の警察活動すべてを例外とすることの判断はできない。類型化にあたっては、警察活動を広く示す具体的事例の提出がなければできないと考えている。事務局では、警察活動についての情報がないため、現在警察に提出を要請しているところである。

委員： 一番狭い範囲の例外規定として犯罪活動に関するもののみ限定する考え方、対極としては警察が主張しているような警察法第2条の責務を遂行するための警察活動を例外とする考え方がある。どのような警察活動があって、どういう範囲で例外扱いとしなければならないか議論しておく必要がある。議論したプロセスが、運用のガイドラインになっていくと思う。議論するためには、県警察に警察活動における個人情報の取扱いに関する情報を提供していただきたい。

議論の結果、例外とするものを限定できないという結論もあると思う。全体を例外とすることに納得できないのであれば、犯罪捜査のみについて例外を認めるという方法が適当と考える。

この点については、今後議論していく必要がある。

委員： 審議会の議論を反映させようとするれば、「審議会としては、県警察が主張するような警察活動全体を例外取扱いとするのでは広すぎるのではないか、その全体を例外取扱いとする必要性に乏しいのではないかと」の考えから、例外としてどのような範囲が適当なのか、どう範囲を限定していけるのかについて議論してきたが、まだ意見の一致には至っていない」としてはいかがか。

委員： 一般的には、その考え方でよいと思う。ただ、例外取扱いの範囲を限定することはできないと思う。

委員： 中間とりまとめのP4のEの部分については、「しかし、審議会としては、県警察が主張するような警察活動全体を例外取扱いとするのでは広すぎるのではないか、その全体を例外取扱いとする必要性に乏しいのではないかと」の考えから、例外としてどのような範囲が適当なのか、どう範囲を限定していけるのかについて議論してきたが、まだ意見の一致には至っていない。例外取扱いの具体的範囲については、引き続き検討する。」でよいか。

委員： 異議なし。

委員： 本日のご意見等を踏まえて会長と事務局で修正したものを、各委員に送付し、委員の確認の後、中間とりまとめとさせていただきますことよろしいか。

委員： 異議なし。

委員： それでは本日の審議はここまでとする。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第75回）資料

平成 年 月 日

個人情報保護審議会会長

平成 年 月 日

個人情報保護審議会委員